

指定管理者評価判定結果報告書

平成30年7月13日

高 浜 市 長 殿

高浜市南部ふれあいプラザ
指定管理者選定評価委員会
委員長 丹 羽 重 則



平成29年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①平成26年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日 ②平成28年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務 			
5. 大分類項目の評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25点	100%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	46点	92%	A
6. 総合評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	96点	96%	A
7. 評価結果についての講評				
<ul style="list-style-type: none"> ・概ね良好に管理運営がなされている。 ・樹木の消毒は少額の業務ではあるが年度内に実行できなかったというのが残念である。遅延のないように留意されたい。 ・利用人数について、例えば選挙での利用がある年とない年では大きく差が出て、正確な評価ではなくなってしまふ。特殊な事例は除いた利用実績で評価をするようにした方がよい。 				